

長野県地域防災計画平成25年度修正の概要

背景

東日本大震災や県内で発生した災害の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するための見直しの推進

災害対策基本法の改正
(平成25年6月)

防災基本計画の修正
(平成26年1月)

本県独自の不断の見直しの推進

主な修正内容

【修正のポイント】

- ① 防災基本計画の修正、災害対策基本法改正などの国における東日本大震災の教訓を踏まえた防災制度見直しの反映
- ② 平成25年8月からの特別警報の運用開始に伴う、県民の安全確保を第一とした、連絡・活動体制の強化の反映
- ③ 災害対応の教訓などを踏まえ、毎年度、見直しを継続している本県独自の防災体制整備の反映

1. 災害対策基本法改正内容等の反映

(1) 県民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ア 指定緊急避難場所の指定による緊急時における県民等の安全の確保
- イ 気象台、県等による市町村に対する避難指示・勧告の対象地域、判断時期等の助言
- ウ 屋外避難が危険を伴う場合における屋内での待避等の安全確保措置指示の実施
- エ 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

(2) 被災者保護対策の改善

- ア 指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
- イ 避難所に避難できない被災者への物資配布、情報伝達による環境整備
- ウ 罹災証明書の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施
- エ 被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施

(3) 平素からの防災への取組の強化

- ア 災害応急対策等に係る業務を行う企業と地方公共団体との協定締結を促進
- イ 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

2. 特別警報運用開始に伴う体制強化の反映

- (1) 県民の安全確保を第一とした、特別警報発表時における市町村、住民への確実な連絡体制の確保
- (2) 本庁及び現地機関における特別警報発表時の活動体制の強化

3. 本県独自の防災体制整備の反映

- (1) 浅間山火山防災協議会への移行に伴う火山防災に係る活動組織の見直し
- (2) 国の原子力災害対策指針の改正を踏まえた原子力災害対策編の修正
- (3) 本庁組織の改正 (H26.4) を踏まえた、各部の事務分掌及び災害対策本部の活動体制の見直し

背景

災害対策基本法の改正
(平成25年6月)

大規模災害からの復興に関する法律
(平成25年6月)

原子力規制委員会における
検討

主な修正項目

大規模災害への対策強化

1 防災の基本理念の明確化

○被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等

2 大規模広域災害に対する即応力の強化

○災害緊急事態の布告時における**対処基本方針の作成**による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持
○地方公共団体の機能が著しく低下した場合の**国による応援、応急措置の代行**による支援体制の強化

3 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

○**指定緊急避難場所の指定**による緊急時における住民等の安全の確保
○**避難行動要支援者名簿の作成・活用**による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

4 被災者保護対策の改善

○**指定避難所の指定**による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
○**罹災証明書**の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施
○**被災者台帳の作成**による被災者支援の総合的・効率的な実施

5 平素からの防災への取組の強化

○災害応急対策等に係る業務を行う**企業と国・地方公共団体との協定締結**を促進
○**地区防災計画の作成**、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

6 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

○**復興の基本理念**(住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援)を明確化
○国の設置する**復興本部**による施策の推進・総合調整
○市町村の作成する**復興計画**に基づく計画的な復興

原子力災害への対策強化

1 原子力災害対策重点区域における防護措置の実施

○**予防的防護措置を準備する区域(PAZ)**、**緊急的防護措置を準備する区域(UPZ)**における避難準備、屋内退避、避難等防護措置の実施

2 緊急事態の区分の設定

○発災時の原子力施設の状況に応じて**警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態**等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

3 運用上の介入レベル(OIL)の設定

○空間線量率等に応じて**運用上の介入レベル(OIL)**を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

4 緊急時モニタリング体制の見直し

○**国、地方公共団体、原子力事業者が連携した緊急時モニタリングセンター**の立ち上げ、緊急時モニタリングの実施

5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

○安定ヨウ素剤の**緊急時の服用**に係る体制や**事前配布**等の必要な措置を整備

構成の見直し等

1 各災害に共通する対策の整理

○**各災害に共通する事項をまとめ**、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動

2 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し

○東日本大震災以降の**最近の防災対策の検討**を踏まえ、**当面、特に重点を置くべき点を明確化**し、第1編に移動

3 最近の災害の教訓を踏まえた見直し

○**避難勧告の判断基準の明確化**、外国人旅行者等の**避難誘導體制の構築**

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方气象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等